



《振替納税の引落日》

個人確定申告書を提出された方で、振替納税にされている場合、所得税は4月22日(金)、消費税は4月27日(水)に口座引落されます。

もし、残高不足で振替できなかった場合には、延滞税がかかってきます。その際、延滞税の計算期間は、法定納期限(所得税は3月15日、消費税は3月31日)の翌日から完納の日までとなります。

それまでに必ず、引落通帳の残高をご確認ください。



《印紙が不要な文書》

印紙の要否は意外とややこしいです。印紙が不要な文書の一例をあげますと、

- 物品のみの売買契約書
- 株式(有価証券)の売買(譲渡)契約書
- 委任の契約書
- あっせん契約書
- 出向・人材派遣契約書
- 建物や設備のある駐車場の賃貸借契約書
- 税理士が業務上作成する受取書(領収書等)
- コピーしただけのもの、FAX受領したもの、メールのPDF等で受領したもの……などなど

印紙代の節約も節税の一つです。不要な印紙税に気をつけましょう。(柳沢)



竹内総合会計事務所 通信



みなさまの経営のお役に立つ情報を発信します!



《社会保険の控除額の端数処理》

現在厚生年金保険料の計算に於いては、標準報酬月額×16.058%と1円単位まで計算されるものになっています。例えば8等級の標準報酬額は24,087円になり折半額が12,043.50円となります。

そこで、この1円未満の数字をどう計算すればよいのかご存知でしょうか。切上げ、切下げそれとも四捨五入?

答えは源泉控除する場合の被保険者負担額については1円未満五捨六入になります。これは、50銭以下の端数を切捨て、50銭1厘以上1円未満の端数を1円に切上げる方法です。

この3月からの健康保険に於いては、現在9.51%の和歌山県など小数点下2桁が奇数の都道府県はこの端数問題が出ています。下2桁が偶数の都道府県は、健康保険の計算においてはこの問題は出ていませんが、40歳以上で介護保険料も併せて支払われている方については、端数問題が出ています。

一度注意してみてください。

(衣川)



《休業のお知らせ》

当社では勝手ながら4/29(金)~5/5(木)までの期間、休業させていただきます。ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご了承のほどお願い申し上げます。

なお、休業期間中お急ぎの際は当社へお電話いただきましたら、竹内の携帯電話に電話が転送されます。よろしくお願いいたします。